

公認審判員様

公益財団法人大阪陸上競技協会
専務理事 竹内 章

審判手当等の支給方法の変更、昼食提供の廃止について(ご案内)

平素は主催競技会等の公認審判員としてご指導ご協力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、当会主催競技会等における審判手当については、これまで現金で支給してまいりましたが、現金管理に関する監督官庁等の指導を踏まえ、令和6年度から現金による支給を廃止いたします。

つきましては、新年度から一定の周知期間を経て、電子マネー等による支払制度を導入いたしますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 審判手当の電子マネー等による支払について

下記の理由から電子マネーでの支払いに切替ることとし、電子マネーサービスを提供する各社の中から、現時点で最も当会の手当支給手順に適合するサービスを採用いたします。

- ① 監督庁の立入検査、公認会計士の指導（現金管理の適正化、小口現金の保有制限）
- ② 審判部・事務局の事務負担（両替、封入作業、点検・支給）の軽減

<使用電子マネー「auPAY」>

スマホアプリ「auPAY」をインストールし、「Bチャージ」方式による送金

※auユーザー以外の方でも「auPAY」アプリを利用できます。

※スマホをお持ちでない方には、3カ月間の審判出席実績を踏まえ、後日、金融機関振込にて送金致します。

<導入準備時期>

令和6年4月1日から5月末まで。(大阪陸上競技選手権大会から運用を開始いたします。)

<準備作業>

◇スマホをお持ちの方

大阪陸協事務所で審判名簿にauPAY会員ナンバー登録を行います。

大阪陸協営業時間内若しくは長居で競技会があるときに登録をお願いします。

◇スマホをお持ちでない方

金融機関口座情報の登録を導入準備期間中に陸協事務所をお願いします。

2. 昼食の廃止について

弁当廃棄による食品ロス、残飯・容器の処理、夏場の衛生管理などの問題があり、当会としてSDG'sの推進の観点から、弁当の提供は廃止いたします。

当会主催大会においては、昼食は各自で準備いただき、審判手当に含め合計3千円を支給いたします。

第1回、第2回記録会を周知期間とし、大阪陸上カーニバルより運用いたします。

なお、他団体が主催する大会においては当該団体と協議のうえ決定いたします。